



2013年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2013年5月26日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で途中退出できます。途中退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は5月26日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○7月3日(予定)に受検者全員に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。
(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)
携帯サイトでも、受検番号の入力により可否を確認できます。
(<http://m.kinzai.or.jp/>)

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2012年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。ただし，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例および復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算については，特に指示のない限り，考慮しないものとします。
- 2．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（45歳）は、飲食店を営む個人事業主である。Aさんの店は常連客が多く売上も安定しており、Aさんは、できる限り長く店を続けたいと考えている。なお、Aさんは妻Bさん（40歳）と2人で暮らしており、子はいない。

Aさんは、将来受け取ることができる公的年金の年金額や、将来の年金収入を増やす方法などについて知りたいと思っている。そこで、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさん夫婦に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさん夫婦に関する資料 >

Aさん（個人事業主）

生年月日：昭和42年8月7日

公的年金の加入歴（見込みを含む）

20歳	国 民 年 金				60歳
昭和62.8	平成元.7	平成4.7	平成25.5		
(23月)	(36月)	(250月)	(171月)		
保険料未納期間	保険料全額免除期間	保険料納付済期間	保険料納付予定期間		

妻Bさん

生年月日：昭和47年11月12日

公的年金の加入歴（見込みを含む）

18歳	国 民 年 金		60歳
平成3.4	平成25.5		
(96月)	(169月)	(234月)	
厚生年金保険	保険料納付済期間	保険料納付予定期間	

Aさんと結婚

妻BさんはAさんと同居し、生計維持関係にある。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》《設例》に基づいて、次の　　、　　を計算過程を示して求めなさい。

なお、老齢基礎年金の年金額の計算にあたっては、786,500円（平成24年度価額）を使用し、《設例》の国民年金の保険料納付予定期間はすべて保険料納付済期間として取り扱うこと。また、端数処理については、以下のとおりとすること。

・〔計算過程〕においては、円未満を四捨五入

・ 答　の年金額においては、50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切上げ

Aさんが原則として65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額はいくらか。

妻Bさんが原則として65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額はいくらか。

《問2》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述　～　について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、希望すれば、平成27年9月30日までの間に、厚生労働大臣の承認を得て国民年金の保険料未納期間（23月）に係る保険料を納付することができます」

「将来にわたって安定した収入が見込める場合、老齢基礎年金を繰り下げて受給することも検討事項となります。ただし、妻Bさんが老齢基礎年金を繰り下げの場合は、老齢厚生年金も同時に繰り下げることになります」

「現時点（平成25年5月26日）でAさんが亡くなった場合、妻Bさんは、所定の手続により国民年金から死亡一時金を受給することができます」

《問3》 MさんはAさんに対し、老後の年金収入を増やす方法について説明した。以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 付加年金

「Aさんが国民年金の定額保険料のほかに国民年金の付加保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受け取ることができます。仮に、Aさんが平成25年5月から60歳到達までの171月にわたって付加保険料を納付した場合、65歳から受け取ることができる付加年金の額(年額)は、()円となります」

) 国民年金基金

「Aさんが国民年金基金に加入して掛金を支払った場合は、国民年金基金から老齢年金を受け取ることができます。国民年金基金の掛金の額は、加入時の年齢、性別、選択する給付の型や口数によって異なりますが、上限は月額()円です。なお、国民年金基金の掛金は、税法上、()として所得控除の対象となります」

語句群

イ . 34,200	ロ . 51,300	ハ . 55,000	ニ . 68,000	ホ . 68,400
ヘ . 70,000	ト . 小規模企業共済等掛金控除	チ . 社会保険料控除		
リ . 生命保険料控除				

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（33歳）は，妻Bさん（26歳）との2人暮らしである。妻Bさんは現在第1子を妊娠中であり，出産予定日は平成25年7月10日である。Aさんは，子の誕生を機に生命保険の見直しについて考えていたところ，職場に来る生命保険会社の営業職員から下記の生命保険への追加加入の提案を受けた。そこでAさんは，その内容等について懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが現在加入している生命保険に関する資料等は，以下のとおりである。

< Aさんが現在加入している生命保険に関する資料 >

保険の種類 : 養老保険（65歳満期）
契約年月日 : 平成18年10月1日
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
満期保険金受取人 : Aさん
死亡保険金額・満期保険金額 : 500万円
月払保険料（口座振替） : 14,145円
特約 : 疾病入院特約（1日目から日額5,000円）
: 災害入院特約（1日目から日額5,000円）
: リビング・ニーズ特約

< Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料 >

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
契約年月日 : 平成25年6月1日
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
月払保険料（口座振替） : 11,590円

主契約および特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	100万円	65歳・終身
定期保険特約	2,000万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	200万円	10年
介護保障定期保険特約	200万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
疾病入院特約（本人型）	1日目から日額5,000円	10年
災害入院特約（本人型）	1日目から日額5,000円	10年
先進医療保障特約	1,000万円	10年
リビング・ニーズ特約	-	-

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》 Aさんが現在加入している生命保険についてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「疾病入院特約および災害入院特約は、満期となる65歳以後も、Aさんが80歳になるまで更新が可能です」

「Aさんが医師によって余命6カ月以内と診断確定された場合、リビング・ニーズ特約により、当該生命保険から3,000万円の特約保険金が支払われます」

「現在加入している生命保険を現時点で解約した場合、解約返戻金の額は払込保険料総額を下回ると考えられます」

《問5》 Mさんは、第1子の誕生後にAさんが死亡した場合の必要保障額を計算した。遺族に必要な生活資金等の総額（支出総額）、必要保障額、をそれぞれ求めなさい。計算にあたっては下記<条件>を利用し、それ以外の条件等は考慮しなくてよい。

<条件>

-) 現在の毎月の日常生活費（住居費を除く）は25万円であり、Aさん死亡後から子が独立するまで（22年間）の生活費は、現在の日常生活費の70%とし、子の独立後の期間における妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50%とする。
-) 子の独立時の妻Bさんの年齢における平均余命は、39年とする。
-) Aさんの葬儀費用等は、300万円とする。
-) Aさん死亡後からの住居費の総額は、4,200万円とする。
-) 子の教育資金および結婚援助資金の総額は、1,200万円とする。
-) 死亡退職金見込額と保有金融資産の合計額は、1,000万円とする。
-) Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は7,100万円、パートタイマーとして得る収入の総額は4,200万円とする。
-) 《設例》の生命保険の保障金額は、考慮しなくてよい。

《問6》 Aさんは、提案を受けている生命保険に追加加入するつもりである。Aさんが提案を受けている生命保険について、Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「必要保障額は、今後のライフイベントやライフプランの変化によっても変動します。将来、必要保障額の算出条件に変化が生じた場合は、必要保障額の再計算を行ったうえで保障金額を見直すことが大切です」

「付加されている特定疾病保障定期保険特約および介護保障定期保険特約にかかる保険料は、所得税における介護医療保険料控除の対象となります」

「先進医療保障特約の支払対象となる先進医療とは、ご契約時点において厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

株式会社X社（以下、「X社」という）の社長であるAさん（50歳）は，現在，X社の役員や従業員を対象とした福利厚生制度の整備を図ることを検討している。そこで，生命保険会社の営業職員であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ，下記の生命保険（いわゆるハーフタックスプラン）の提案を受けた。

< Mさんが提案した生命保険の契約内容 >

保険の種類	養老保険（特約付加なし）	
契約者（＝保険料負担者）	X社	
被保険者	全役員・全従業員（10名）	
保険金受取人	満期	X社
	死亡	被保険者の遺族
保険期間（保険料払込）満了年齢	60歳	
保険金額	1人当たり500万円	
年払保険料	300万円	
配当方法	積立配当	

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問7》 X社が将来，Aさんに役員退職金2,000万円を支給するとした場合，Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を，計算過程を示して求めなさい。なお，Aさんの役員在任期間（勤続年数）は18年2カ月で，これ以外に退職手当等の収入はなく，障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 《設例》の生命保険に関する次の記述 ～ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

当該プランは原則として全役員・全従業員を加入対象者とするが，勤続年数などの合理的な基準により普遍的に設けられた条件によって加入対象者を定めることも可能である。積立配当の経理処理は，配当金とすでに積み立てられた配当金に対する利息を，雑収入として配当の通知を受けた事業年度の益金に算入する。

当該生命保険を中途解約した場合の経理処理は，解約返戻金相当額を現金・預金として資産計上し，払込保険料総額との差額を雑収入または雑損失として益金または損金に算入する。

《問9》 X社が《設例》の生命保険に加入した後、従業員のBさんが死亡し、Bさんの遺族が死亡保険金を受け取った場合のX社の経理処理（仕訳）について、《設例》および下記＜条件＞を基に、空欄～に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

＜条件＞

- ・ Bさんを被保険者とする保険契約について、死亡時までX社が支払った保険料の総額は、150万円とする。
- ・ Bさんを被保険者とする保険契約に係る配当金積立金の額は、5万円とする。
- ・ 契約者貸付制度の利用や契約内容の変更等はいっさいしていないものとする。
- ・ 上記以外の条件は考慮しないものとする。

＜経理処理（仕訳）＞

借 方	貸 方
() ()万円	() ()万円
	配当金積立金 5万円

語句群

イ．雑損失	ロ．雑収入	ハ．現金・預金	ニ．保険料積立金
ホ．死亡退職金	ヘ．75	ト．80	チ．150
ル．550			リ．155
			ヌ．500

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（63歳）は、理髪店を営む個人事業主である。理髪店は地域密着型で、開業以来、安定した経営をしている。

Aさんの家族構成に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（63歳）： 個人事業主

妻Bさん（61歳）： Aさんの営む理髪店の事業にもっぱら従事している。

母Cさん（84歳）： 平成24年中の収入はない。

< Aさんの平成24年分の収入等に関する資料 >

- | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------|
| (1) 事業所得の金額 | : | 4,600,000円（青色申告特別控除後） |
| (2) 上場株式の譲渡損失の金額 | : | 300,000円
（証券会社を通じて譲渡したものである） |
| (3) 特別支給の老齢厚生年金の年金額 | : | 400,000円 |
| (4) 個人年金保険に係る確定年金の年金額 | : | 1,200,000円（必要経費960,000円） |
| (5) 生命保険の解約返戻金額 | : | 4,800,000円 |

< Aさんが平成24年中に解約した生命保険の契約内容 >

- | | | |
|--------------|---|----------------|
| 保険の種類 | : | 一時払養老保険（10年満期） |
| 契約年月日 | : | 平成18年2月1日 |
| 契約者（＝保険料負担者） | : | Aさん |
| 被保険者 | : | Aさん |
| 死亡保険金受取人 | : | 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | : | 4,800,000円 |
| 一時払保険料 | : | 5,000,000円 |

< 妻Bさんの平成24年分の収入に関する資料 >

- | | | |
|-----------------------|---|------------------------|
| (1) 理髪店に係る青色事業専従者給与 | : | 840,000円 |
| (2) 個人年金保険に係る確定年金の年金額 | : | 600,000円（必要経費402,000円） |

妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

全員、障害者または特別障害者には該当しない。

年齢は、平成24年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う者が、一定の帳簿書類を備え付け、所轄税務署長に対して青色申告の承認申請を行い、その承認を受けた場合、所得税について青色申告書を提出することができる。青色申告承認申請書の提出期限は、原則として、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その業務を開始した日から（ ）以内）である。

青色申告者のみが受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除の適用、青色事業専従者給与の必要経費算入、（ ）などが挙げられる。なお、青色申告者が備え付けるべき帳簿書類は、原則として（ ）保存しなければならない。

語句群

- | | | |
|--------|------------|------------|
| イ．2カ月 | ロ．3カ月 | ハ．4カ月 |
| ニ．損益通算 | ホ．純損失の繰戻還付 | ヘ．雑損失の繰越控除 |
| ト．3年間 | チ．7年間 | リ．10年間 |

《問11》 Aさんの平成24年分の所得税の計算に関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることはできないが、配偶者特別控除の適用を受けることはできる。

Aさんは、母Cさんについて扶養控除として63万円の控除を受けることができる。

上場株式の譲渡損失の金額は、一定の要件を満たせば、その翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から繰越控除することができる。

《問12》 Aさんの平成24年分の納付すべき所得税額を計算した下記の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，予定納税額や源泉徴収税額は考慮しないものとし，Aさんの平成24年分の所得税に係る所得控除の額の合計額は1,800,000円とする。また，問題の性質上，明らかにできない部分は 〃 で示してある。

- ・ 事業所得の金額： 4,600,000円
- ・ 雑所得の金額：
 - (a) 公的年金に係る雑所得の金額：()円
 - (b) 個人年金保険に係る雑所得の金額：()円
 - (a) + (b) =
- ・ 一時所得の金額： 円
- ・ 総所得金額：()円
- ・ 課税総所得金額：() - 1,800,000円 =
- ・ 納付すべき所得税額：()円

<資料> 公的年金等控除額

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 25% + 375,000円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 15% + 785,000円
	770万円以上	収入金額 × 5% + 1,555,000円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下		
195	5%	-
195 ~ 330	10%	97,500円
330 ~ 695	20%	427,500円
695 ~ 900	23%	636,000円
900 ~ 1,800	33%	1,536,000円
1,800 ~	40%	2,796,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

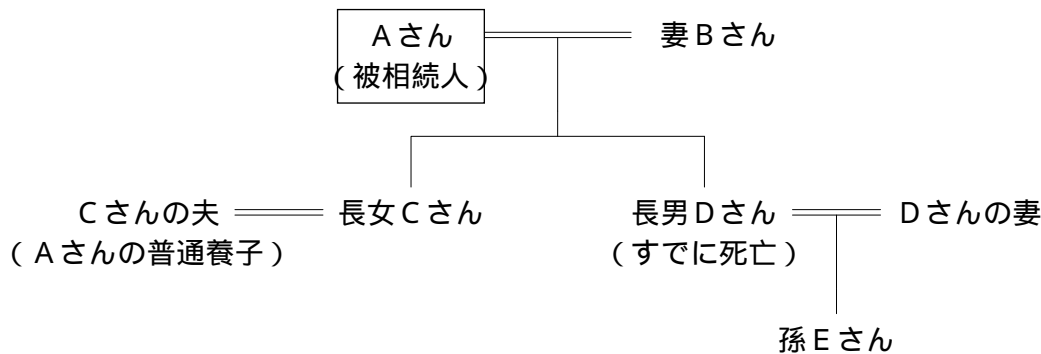
《設 例》

Aさんは、平成24年11月に病気により死亡した。Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。長男Dさんは平成18年10月に交通事故により死亡しており、Aさんは、平成19年9月に長女Cさんの夫を普通養子にしている。

Aさんの相続開始後、長女Cさん夫妻は、それまで暮らしていた賃貸アパートを退去し、Aさんが所有し妻Bさんと同居していた家屋で、妻Bさんと同居することになった。その家屋とその敷地たる宅地（以下、「X宅地」という）は、Aさんの共同相続人全員による遺産分割協議により、妻Bさんと長女Cさんが、それぞれ持分2分の1ずつの割合で取得することに決定した。

また、Aさんの死亡により、孫Eさんは死亡保険金5,000万円を取得した。なお、長女Cさんは、平成22年9月に、Aさんから株式の購入資金として100万円の贈与を受けている。長女Cさんは、同年中に他に贈与を受けた財産がなく、この受贈額が贈与税の基礎控除額以内であったため、同年分の贈与税の申告および納付はしていない。

< Aさんの家族構成 >



< X宅地の概要 >

X宅地（300㎡）

自用地としての相続税評価額：1㎡当たり40万円

（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の価額）

< Aさんが加入していた生命保険 >

保険の種類： 終身保険
契約者（＝保険料負担者）： Aさん
被保険者： Aさん
死亡保険金受取人： 孫Eさん
死亡保険金額： 5,000万円

過去に相続時精算課税を選択する旨の届出書を提出した者はいない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（以下、『本特例』という）」に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

妻Bさんおよび長女Cさんが取得したX宅地について本特例の適用を受けた場合、()が特定居住用宅地等に該当し、 m²までの部分を限度面積として()%の評価減とすることができる。したがって、限度面積まで本特例の適用を受けた後のX宅地の相続税評価額は、()万円となる。

語句群

イ．X宅地のすべて	ロ．妻Bさんの取得部分のみ	ハ．50	ニ．80		
ホ．2,400	ヘ．4,320	ト．4,800	チ．6,000	リ．7,200	ヌ．9,000

《問14》 Aさんの相続における相続税額の計算等に関する次の記述 ～ について、適切なものには 〇 印を、不適切なものには × 印を解答用紙に記入しなさい。

長女Cさんが平成22年9月にAさんから贈与を受けた100万円については、Aさんの相続における長女Cさんの相続税の課税価格に加算する。

孫Eさんが取得した死亡保険金は、相続税における死亡保険金の非課税規定の適用対象とならない。

孫EさんはAさんの一親等内の血族に該当しないため、孫Eさんの納付すべき相続税額には2割相当額が加算される。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額を1億5,600万円とした場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 〇 で示してある。

(a) 課税価格の合計額		
(b) 遺産に係る基礎控除額		()万円
課税遺産総額 (a - b)		1億5,600万円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		()万円
長女 C さん		
C さんの配偶者 (A さんの普通養子)		
孫 E さん		
相続税の総額		()万円

< 相続税の速算表 (一部抜粋) >

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）